



市の木つげ



市の花さつき

広報 えびな

年金特集

発行・敬老名市役所・敬老名市区分155/編集・秘海広報課/電話・31-2111(代)/〒243-04

毎月1日・15日発行

4月1日スタート



国民全員の年金に

女性の年金受給権を確立

いよいよ、新国民年金の制度が四月一日からスタートします。すでに、一部の方の手続きも始まりましたが、私たちの年金はどうなるのでしょうか、と不安に思っている方もいるのではないのでしょうか。そこで、今回は号外で「年金特集」を組みました。

改正のねらいは？

Q、今回の年金法改正のねらいは何ですか。

A、第一に「国民共通の基礎年金の確立」、第二に「適正給付・適正負担」、そして第三に「女性の年金権の確立」です。これまで年制度は、職種によって分かれており、不安定な年金財政をかかえる年金もできてきました。また有利な制度とそうでない制度の差もありました。一方サラリーマンの奥さん

は任意加入でしたので、任意加入していない奥さんの場合は、障害者となったり、離婚したりしたときに年金の保障を受けられないという問題もありました。

そこで、こうした問題を解決

してたれもが公平に年金を受けられるように、①サラリーマンもその奥さんも全員国民年金に加入することとし、②国民年金は、全国民に共通の基礎年金を支給する制度に改められました。

ところで、現在の年金給付水準を続けること、将来、四十年間加入したサラリーマンの場合、奥さんも国民年金に四十年間加入していると、夫婦合わせた年金額はサラリーマンの平均月収よりも多くなってしまう。

年金で暮らせる？

Q、将来、年金をもらえようになったとき、

A、厚生年金に四十年加入した場合の年金額は、夫婦合わせて年間平均約三百二十万円、月額十七万五千円(五十九年度価値)になります。この額で十分かどうかは、個人の判断次第です。これでは、老後を楽めないという方は、それなりの備えが必要です。人生には三回お金を必要とする時期があるとわかってきます。第一は住宅購入、第二は子供の大学進学、そして第三は自らの老後の資金です。この老後の資金を支えるの

その年金額で、はたして暮らしてゆけるでしょうか。

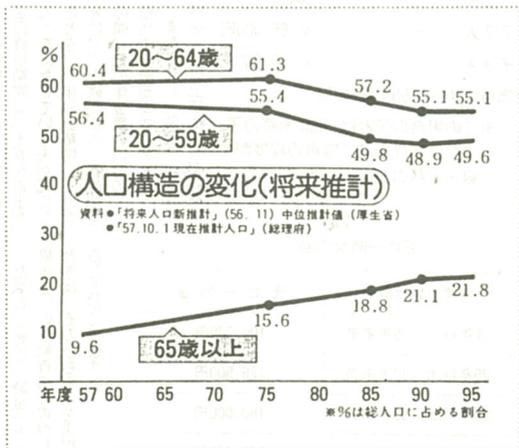
は、次の三つが考えられます。①年金の退職金②貯蓄、老後を豊かに暮らしたいと希望される方は、③の貯蓄を計画的にされる必要があります。先に発表された厚生省の「六十年国民生活実態調査」によると、年金、恩給だけに収入を頼る高齢者世帯は四二%。また高齢者世帯の年間所得は二百四十四万六千円で、内訳は年金、恩給百三十三万三千円、稼働所得七十四万円、財産所得十八万六千円などとなっています。

いずれにしろ老後の資金の基本は、年金です。

もらっている人は？

Q、改正法の施行前からもらっている人はどうなりますか。

A、改正前の法律が適用されますので、従来通りの年金ももらえます。年金額が下がることはありません。



年金で豊かな生活 写真は県主催の本年度広報コンクールで最優秀賞を受賞(撮影者は新藤正明)



表① 特別支給の老齢厚生年金額の計算式

定額部分 表④に (2,400円-1,250円)×加入期間 の月数	+	報酬比例部分 表⑤に 平均標準報酬月額× $\frac{10-7.5}{1000}$ ×加入期間 の月数
--	---	---

表② 特別支給の計算例 (59年度価格)

- (1)定額部分…1,849円×420月=776,580円
- (2)報酬比例部分…254,000円× $\frac{8.91}{1000}$ ×420月=950,520円
- (3)加給年金…180,000円
- (1)+(2)+(3)=1,907,100円

表③ 老齢厚生年金の乗率

生年月日	施行日年齢	乗率	生年月日	施行日年齢	乗率
昭2.4.1以前	59歳	10/1000	昭13.4.1以前	48歳	8.54/1000
昭3.4.1以前	58歳	9.86/1000	昭14.4.1以前	47歳	8.41/1000
昭4.4.1以前	57歳	9.72/1000	昭15.4.1以前	46歳	8.29/1000
昭5.4.1以前	56歳	9.58/1000	昭16.4.1以前	45歳	8.18/1000
昭6.4.1以前	55歳	9.44/1000	昭17.4.1以前	44歳	8.06/1000
昭7.4.1以前	54歳	9.31/1000	昭18.4.1以前	43歳	7.94/1000
昭8.4.1以前	53歳	9.17/1000	昭19.4.1以前	42歳	7.83/1000
昭9.4.1以前	52歳	9.04/1000	昭20.4.1以前	41歳	7.72/1000
昭10.4.1以前	51歳	8.91/1000	昭21.4.1以前	40歳	7.61/1000
昭11.4.1以前	50歳	8.79/1000	昭21.4.2以後	39歳以下	7.50/1000
昭12.4.1以前	49歳	8.66/1000			

表④ 定額部分の経過的な定額単価 (注)59年度価格による

生年月日	施行日年齢	定額単価(注)	生年月日	施行日年齢	定額単価(注)
昭2.4.2以前	59歳以上	2,400円	昭12.4.2-13.4.1	48歳	1,676円
昭2.4.2-3.4.1	58歳	2,323円	昭13.4.2-14.4.1	47歳	1,623円
昭3.4.2-4.4.1	57歳	2,249円	昭14.4.2-15.4.1	46歳	1,570円
昭4.4.2-5.4.1	56歳	2,176円	昭15.4.2-16.4.1	45歳	1,520円
昭5.4.2-6.4.1	55歳	2,106円	昭16.4.2-17.4.1	44歳	1,471円
昭6.4.2-7.4.1	54歳	2,039円	昭17.4.2-18.4.1	43歳	1,424円
昭7.4.2-8.4.1	53歳	1,974円	昭18.4.2-19.4.1	42歳	1,379円
昭8.4.2-9.4.1	52歳	1,910円	昭19.4.2-20.4.1	41歳	1,334円
昭9.4.2-10.4.1	51歳	1,849円	昭20.4.2-21.4.1	40歳	1,291円
昭10.4.2-11.4.1	50歳	1,790円	昭21.4.2以後	39歳以下	1,250円
昭11.4.2-12.4.1	49歳	1,733円			

表⑤ 老齢厚生年金の計算式

$$\text{平均標準報酬月額} \times \left(\frac{10-7.5}{1000} \right) \times \text{加入期間の月数}$$

老齢厚生年金の中央は、いまの報酬比例部分ですから、つぎのように
いまと同じ計算式を用いますが、20年かけて $\frac{10}{1000}$ から $\frac{7.5}{1000}$ になるよう、
年齢に応じて徐々に引き下げ(表③)られています。

表⑥ 経過的な加算の計算式

$$\begin{aligned} & \text{2,400円} - \text{1,250円} \times \text{表④} \times \text{加入期間の月数 (420月を限度)} \\ & - 600,000円 \times \text{表③} \times \text{20歳以上の80歳未満の加入期間の月数} \\ & \text{加入可能年数} \times \text{表④} \times 12 \end{aligned}$$

表⑦ 65歳からの計算例

- (1)老齢基礎年金…600,000円
- (2)老齢厚生年金…254,000円× $\frac{8.91}{1000}$ ×420月=950,520円
- (3)加給年金…180,000円
- (4)経過的な加算…1,849円×420月-600,000円=176,580円
- (1)+(2)+(3)+(4)=1,907,100円

妻は全員、国民年金加入

サラリーマンの妻は夫の厚生年金から支払い

「未加入の人」
現在、国民年金に任意加入していないサラリーマンの奥さんは、四月から強制加入となり、届け出が必要です。手続き方法がまだ決まっていますので、決まり次第、本紙でお知らせします。

また、夫が共済組合、公務員や学校の先生などが加入し加入している奥さんも、改正法案が去年十二月二十日に成立したもので、同じように届け出をしていただきます。しかし、これでもまだ手続き方法が決まっていますので、決まり次第お知らせします。

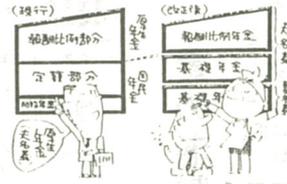
「加入している人」
現在、国民年金に任意加入している人は、社会保

35年加入で年額190万

—給与の平均額が25万円の場合に—



年金で老後はゆとりと豊かさを…



Q、私の夫は、昭和十年四月一日生まれです。六十歳で退職したとすると、厚生年金の加入期間が三十五年になり、平均標準報酬月額(簡単にいうと三十五年間の給与の平均額。すべての会社などは社会保険庁へ給与に関する所定の届けをすると、標準報酬月額が決めますと、

年金額はいくら

老齢厚生年金で支払われます

60歳から特別支給

65歳になるまで

る。会社ではこれを元にして各人の保険料を差し引くことになる)は二十五万四千円です。年金額はいくらになるでしょうか。

定額部分とは?

A、上図を元に説明すると、現在の厚生年金は、定額部分と扶養家族がいる場合の加給年金、そして給与の額に比例する報酬比例部分からなっています。これが改正後の厚生年金は、妻と夫の国民年金の各老齢基礎年金、そして夫の妻の報酬比例年金から構成されます。このほかに障害厚生年金、遺族厚生年金もありです。

現在の厚生年金では、六十歳以上の退職者は老齢年金を上げられることになっていますが、新制度では、老齢基礎年金は六十五歳から上げることになります。そこで、厚生年金に一年以上加入し、老齢基礎年金の受給

年金額の計算式

「特別支給」の老齢厚生年金額は、表①の式に加給年金額を加えたものです。
あなたの夫の場合は、表②のように、年額百九十七万七千円になります。ただし、加給年金額は、あなたが六十五歳になると、老齢基礎年金がもたりますので、その時にはなくなります。

次に、ご主人が六十五歳になった場合には、表⑤の計算式です。と新しい厚生年金と比較すると、老齢基礎年金(夫の妻の定額部分)と報酬比例の部分が、高い額にもなります。一歳違っただけで年金額が大きく違つて、不公平になりますので、表⑥の計算式で、経過的な加算がおこなわれます。

以上からあなたの夫が六十五歳になった時は、表⑦のようになり、金額は「特別支給」の時と同じ額になります。

手続きは保険年金課で



年金の加入の手続きをする主婦

今回の改正で、サラリーマンの奥さんは、全員国民年金に加入することになり、奥さんが夫の扶養になつていれば、その保険料が夫の厚生年金制度から一括して支払われることになりました。そのための手続きを市役所保険年金課で受け付けます。

手続きは、いままでも国民年金に任意加入している人とそうでない人とは次のように異なります。

「未加入の人」
現在、国民年金に任意加入していないサラリーマンの奥さんは、四月から強制加入となり、届け出が必要です。手続き方法がまだ決まっていますので、決まり次第、本紙でお知らせします。

また、夫が共済組合、公務員や学校の先生などが加入し加入している奥さんも、改正法案が去年十二月二十日に成立したもので、同じように届け出をしていただきます。しかし、これでもまだ手続き方法が決まっていますので、決まり次第お知らせします。